4 申請に必要な書類等

申請に必要な書類を(1)及び(2)に記載しています。

(1) 申請書 • 添付書類

申請区分に応じ、以下の図を参照してください。

山口県土木建築部 要◎ 省略可能な書類 否× 法 個 新 許 般業 更般般 般 書類の名称 規 可 特 種 新 特 特 種 特 人 新 換 新 新 追 新 追 場 場 え 規 規 規 加 規 「省略可能な書類」欄の記号について 加 様式番号 新 ●…必須提出書類 合 合 ○…既に提出されている場合は省略可能 規 業 更 更 業 △…記載事項に変更がない場合は省略可能 種 新 新 追 ◇…更新申請の対象業種については省略可能 追 加 更 新 山口県様式 許可申請書表紙 • 第1号 建設業許可申請書 • • • × • • • 別紙-役員等の一覧表 0 営業所一覧表 (新規許可等) 営業所一覧表 (更新) 別紙 (1)• • • 申請書 別紙 (2) • 収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収 別紙三 0 0 lacktriangle• lacktrianglelacktriangle証書貼り付け欄 別紙四 営業所技術者等--覧表 0 0 • • • • • • 第2号 工事経歴書 0 \bigcirc \bigcirc 直前3年の各事業年度における工事施工金額 第3号 \bigcirc 第4号 使用人数 0 \odot • 第6号 誓約書 \odot • • • 役 員 第7号 第7号別紙 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 ••• lacktriangle• • (0) 常勤役員等の略歴書 lacksquare• • • 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明 第7号の2 0 0 • • しい 役 d° 員 第7号の2別紙 常勤役員等の略歴書 (0) 0 • • • • • n 等 7) 第7号の2別紙 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 0 0 lacktriangle• • • • 補 ⊌佐 組織図(全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に 0 • • 補佐する者の位置付けが明確なもの。 第7号の3 健康保険等の加入状況 (0) 0 • lacktriangle建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届 0 0 lacktriangle• • lacktriangle書を提出したことを証する書面 (注1) 営業所技術者等証明書 (新規・変更) 第8号 0 • • 技術検定合格証明書等の資格証明書【写】(注2) 0 0 lacktriangle \Diamond • \Diamond ※窓口で原本提示 実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)(注 0 0 第9号 • \Diamond • \Diamond \Diamond 第10号 指導監督的実務経驗証明書(注2) 0 • 添付書類 第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(注3) 0 0 • lacktriangle• (注4) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(注5) (0) • • • 第12号 0 • • 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日 0 0 lacktriangle第13号 • • • 等に関する調書(注4) (注6) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明 0 0 • • • 書(注7)(注8) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない 0 0 lacktriangle• • • • 旨の市町村の長の証明書(身分証明書)(注7) × • 0 定款 Λ 第14号 株主 (出資者) 調書 \times 0 Δ \times \bullet \bullet 第15号 貸借対照表 0 0 第16号 損益計算書・完成工事原価報告書 \times \bullet \bullet \circ 0 0 \times \bullet \bullet 株主資本等変動計算書 0 Ō 第17号の2 × • • 0 附属明細表(注9) \times • 0 第17号の3 0 第18号 貸借対照表 (個人) 0 0 損益計算書(個人) 0 第19号 ⊙● 00 登記事項証明書(注10) (0) Δ 第20号 • • 営業の沿革 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 第20号の2 所属建設業者団体 Ю Δ 0 0 0 0 0 0 0 0 納税証明書 (納付すべき額及び納付済額) (注11) 0 0 第20号の3 主要取引金融機関名 Δ 金融機関の預金残高証明書または融資証明書 (注12) \bigcirc \bigcirc \bigcirc

(注1) 以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び 厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類注)雇用保険の適用状況が確認できるものに限る

- (注2) 営業所技術者等証明書に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明 する資料のみ必要です。
- (注3)「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP.16を参照してください。
- (注4) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します(省略はできません)。
- (注5)建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。
- (注6) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。
- (注7)役員(非常勤含む)、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。
- (注8) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP.25~27を参照してください。
- (注9) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
 - ① 資本金の額が1億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの

(注10) 登記事項証明書

商業登記がなされている場合においては登記事項証明書、個人である場合(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。)においては、その法定代理人の登記事項証明書についても添付することになります。

- (注11) 事業税の納税証明書を添付します。
- (注 12) 一般建設業許可において、申請区分が「新規」「業種追加」等で許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。